

	項目	金額	算定根拠	経費の節減が可能となる理由等
営繕費	1) 現場事務所の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	2) 労働者宿舎の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	3) 倉庫、材料保管場の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	4) 上記1)2)3)に係る土地、建物の借上げに要する費用			
	5) 労働者の輸送に要する費用			
技術管理費	1) 品質管理のための試験等に要する費用			
	2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用			
	3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用			
	4) 完成図の作成に要する費用			
	5) 建設材料の品質記録保存に要する費用			
	6) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用			
	7) 施工管理で使用するOA機器の費用			
	8) 橋梁竣工図書における縮小製本、マイラー原図、マイクロフィルム、MOディスク等の作成に要する費用			
安全費	1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用			
	2) 不稼働日の保安要員等の費用			
	3) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料			
	4) 安全用品等の費用			
	5) 安全委員会等に要する費用			
運搬費	1) 建設機械及び器材等(型枠材、支保材、足場材等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬			
	2) 建設機械の自走による運搬(トラッククレーン油圧式4.8~4.9t、15~16t)			
準備費	1) 準備及び後片付けに要する費用			
	2) 調査、測量、丁張等に要する費用			
	3) 準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内集積・積み込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用			
計				

1. 該当する項目について記入すること。(一括計上は認めない)。経費の節減が可能となる場合は、その理由を記述すること。(本社経費の充当による経費節減は認めない。)
2. 算定根拠に参考資料及び見積書等が必要な場合は、別途添付すること。見積書は、写しを添付し、調査日に原本(押印のあるもの)を提示すること。
3. 特別重点調査対象の場合又は予定価格(税抜き)1億円未満の場合は、入札書提出日から起算して過去1年以内の調査対象者の同様の工事の実績(契約書、請求書及び支払い明細書等、算定額が適正かを判断するための書類)を添付すること。
4. 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、該当しない項目又は金額計上をしていない項目について、その理由を記述すること。(本社経費の充当による未計上は認めない。)
5. 様式3-1の積算内訳書に記載する共通仮設費(率分)の金額と一致すること。(共通仮設費を直接工事費、現場管理費、一般管理費等へ流用することは認めない。)

様式 3-3 共通仮設費(率分)内訳書(営繕工事のうち建築工事)

項目	金額	算定根拠	経費の節減が可能となる理由等
準備費	敷地整理(新営の場合)、その他の準備に要する費用。		
仮設建物費	監理事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。		
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。		
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。		
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。		
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の後片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用。		
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用。		
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用。		
計			

1. 該当する項目について記入すること。(一括計上は認めない)。経費の節減が可能となる場合は、その理由を記述すること。(本社経費の充当による経費節減は認めない。)
2. 算定根拠に参考資料及び見積書等が必要な場合は、別途添付すること。見積書は、写しを添付し、調査日に原本(押印のあるもの)を提示すること。
3. 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、入札書提出日から起算して過去1年以内の調査対象者の同様の工事の実績(契約書、請求書及び支払い明細書等、算定額が適正かを判断するための書類)を添付すること。
4. 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、該当しない項目又は金額計上をしていない項目について、その理由を記述すること。(本社経費の充当による未計上は認めない。)
5. 様式3-1の積算内訳書に記載する共通仮設費(率分)の金額と一致すること。(共通仮設費を直接工事費、現場管理費、一般管理費等へ流用することは認めない。)

様式3-3 共通仮設費(率分)内訳書(営繕工事のうち電気設備工事、機械設備工事)

項 目	金 額	算 定 根 拠	経費の節減が可能となる理由等
準備費	その他の準備に要する費用。		
仮設建物費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。		
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。		
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。		
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。		
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の後片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用。		
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用。		
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用。		
計			

1. 該当する項目について記入すること。(一括計上は認めない)。経費の節減が可能となる場合は、その理由を記述すること。(本社経費の充当による経費節減は認めない。)
2. 算定根拠に参考資料及び見積書等が必要な場合は、別途添付すること。見積書は、写しを添付し、調査日に原本(押印のあるもの)を提示すること。
3. 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、入札書提出日から起算して過去1年以内の調査対象者の同様の工事の実績(契約書、請求書及び支払い明細書等、算定額が適正かを判断するための書類)を添付すること。
4. 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、該当しない項目又は金額計上をしていない項目について、その理由を記述すること。(本社経費の充当による未計上は認めない。)
5. 様式3-1の積算内訳書に記載する共通仮設費(率分)の金額と一致すること。(共通仮設費を直接工事費、現場管理費、一般管理費等へ流用することは認めない。)

様式3-3 共通仮設費(率分)内訳書(下水道工事のうち電気設備工事、機械設備工事)

	項 目	金 額	算 定 根 拠	経費の節減が可能となる理由等
運搬費	建設機械、機材等(足場材等)及び工事現場内における機器・材料の運搬に要する費用である。			
準備費	工事着手時の準備、完成時の跡片付け及び調査、測量、伐開、整地等に要する費用である。			
事業損失防止施設費	工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費・解体費及び当該施設の維持管理等に要する費用である。			
安全費	交通管理、安全施設及び安全管理等に要する費用である。			
役務費	土地の借上げ料及び電力、用水等の基本料に要する費用である。			
技術管理費	品質管理、出来形管理、工程管理、完成図書等の作成に要する費用のほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用である。			
営繕費	現場事務所、倉庫、材料保管場、労働者宿舎の営繕、労働者の宿泊、労働者の輸送に要する費用及び営繕費に係る敷地の借上げに要する費用である。			
	計			

1. 該当する項目について記入すること。(一括計上は認めない)。経費の節減が可能となる場合は、その理由を記述すること。(本社経費の充当による経費節減は認めない。)
2. 算定根拠に参考資料及び見積書等が必要な場合は、別途添付すること。見積書は、写しを添付し、調査日に原本(押印のあるもの)を提示すること。
3. 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、入札書提出日から起算して過去1年以内の調査対象者の同様の工事の実績(契約書、請求書及び支払い明細書等、算定額が適正かを判断するための書類)を添付すること。
4. 特別重点調査対象の場合又は意向確認設定案件対象工事の場合は、該当しない項目又は金額計上をしていない項目について、その理由を記述すること。(本社経費の充当による未計上は認めない。)
5. 様式3-1の積算内訳書に記載する共通仮設費(率分)の金額と一致すること。(共通仮設費を直接工事費、現場管理費、一般管理費等へ流用することは認めない。)